

体育会館条例施行規則 新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表(第9条関係) (昭53教規則4・追加、昭55教規則4・昭57教規則5・昭60教規則9・昭63教規則6・平元教規則7・平4教規則2・平6教規則12・平9教規則9・平15教規則8・平17教規則7・平18教規則13・平20教規則11・一部改正) 1 器具使用料(専用使用の場合に限る。) (1) 横須賀市総合体育会館					別表(第9条関係) (昭53教規則4・追加、昭55教規則4・昭57教規則5・昭60教規則9・昭63教規則6・平元教規則7・平4教規則2・平6教規則12・平9教規則9・平15教規則8・平17教規則7・平18教規則13・平20教規則11・一部改正) 1 器具使用料(専用使用の場合に限る。) (1) 横須賀市総合体育会館				
種別	種目・品名	使用料	単位	備考	種別	種目・品名	使用料	単位	備考
体育 器具		円			体育 器具		円		
	バスケットボール	720	1組			バスケットボール	730	1組	
	バレーボール	410	1組			バレーボール	420	1組	
	卓球	140	1組			卓球	140	1組	
	ハンドボール	410	1組	第1競技場に限る。		ハンドボール	420	1組	第1競技場に限る。
	体操器具	260	1組	1種目につき		体操器具	260	1組	1種目につき
	トランポリン	410	1組			トランポリン	420	1組	
	ボクシング	2,880	1組	アマチュア用		ボクシング	2,930	1組	アマチュア用
	バドミントン	140	1組			バドミントン	140	1組	
	柔道用たたみ	10	1畳	第1体育室は除く。		柔道用たたみ	10	1畳	第1体育室は除く。
	レスリング	2,160	1組	アマチュア用		レスリング	2,200	1組	アマチュア用
	電光表示盤	1,440	1組	第1競技場に限る。		電光表示盤	1,470	1組	第1競技場に限る。

	バウンドテニス	140	1組	
	アーチェリー	410	1式	第2競技場に限る。
	マットA	210	1枚	長さ6メートル、ソフトマッ ト
	マットB	140	1枚	長さ3メートル
	マットC	70	1枚	長さ1.8メートル
放送 器具	音響装置	1,230	1式	アンプ、レコードプレイヤー、コンパクトディスクプレイヤー、テープレコーダー及びマイクロホン

(2) 横須賀市北体育会館、横須賀市南体育会館及び横須賀市西体育会館

種別	種目・品名	使用料	単位	備考
体育		円		
器具	バスケットボール	720	1組	
	バレーボール	410	1組	
	卓球	140	1組	
	ハンドボール	410	1組	
	体操器具	260	1組	1種目につき
	トランポリン	410	1組	
	バドミントン	140	1組	
	バウンドテニス	140	1組	
	柔道用たたみ	10	1畳	

	バウンドテニス	140	1組	
	アーチェリー	420	1式	第2競技場に限る。
	マットA	210	1枚	長さ6メートル、ソフトマッ ト
	マットB	140	1枚	長さ3メートル
	マットC	70	1枚	長さ1.8メートル
放送 器具	音響装置	1,250	1式	アンプ、レコードプレイヤー、コンパクトディスクプレイヤー、テープレコーダー及びマイクロホン

(2) 横須賀市北体育会館、横須賀市南体育会館及び横須賀市西体育会館

種別	種目・品名	使用料	単位	備考
体育		円		
器具	バスケットボール	730	1組	
	バレーボール	420	1組	
	卓球	140	1組	
	ハンドボール	420	1組	
	体操器具	260	1組	1種目につき
	トランポリン	420	1組	
	バドミントン	140	1組	
	バウンドテニス	140	1組	
	柔道用たたみ	10	1畳	

	マットA	210	1枚	長さ6メートル、ソフトマッ ト
	マットB	140	1枚	長さ3メートル
放送 器具	音響装置	1,230	1式	アンプ、レコードプレーヤ ー、テープレコーダー及び マイクロホン

備考 使用料の単位は、使用開始から終了までの継続した使用を1回とする。

2 照明使用料(専用使用の場合に限る。)

(1) 横須賀市総合体育会館

(1時間当たり)

施設		照明使用区分		1/3	1/2・2/3	全面
		円	円	円	円	円
第1 競 技 場	照 明 の 種 類	普通		620	1,230	1,850
	特別		—	—	7,410	
第2 競 技 場	照 明 の 種 類	普通		—	290	580
	特別		—	—	2,300	

	マットA	210	1枚	長さ6メートル、ソフトマッ ト
	マットB	140	1枚	長さ3メートル
放送 器具	音響装置	1,250	1式	アンプ、レコードプレーヤ ー、テープレコーダー及び マイクロホン

備考 使用料の単位は、使用開始から終了までの継続した使用を1回とする。

2 照明使用料(専用使用の場合に限る。)

(1) 横須賀市総合体育会館

(1時間当たり)

施設		照明使用区分		1/3	1/2・2/3	全面
		円	円	円	円	円
第1 競 技 場	照 明 の 種 類	普通		630	1,250	1,880
	特別		—	—	7,550	
第2 競 技 場	照 明 の 種 類	普通		—	300	590
	特別		—	—	2,340	

(2) 横須賀市北体育会館

(1時間当たり)

施設		照明使用区分	
		1/2	全面
競技場の種類	照明の普通	円 330	円 660
	特別	—	1,320

(3) 横須賀市南体育会館

(1時間当たり)

施設		照明使用区分		
		1/3	1/2・2/3	全面
競技場の種類	照明の普通	円 160	円 330	円 490
	特別	—	—	990

(4) 横須賀市西体育会館

(1時間当たり)

施設		照明使用区分
		1/2 全面

(2) 横須賀市北体育会館

(1時間当たり)

施設		照明使用区分	
		1/2	全面
競技場の種類	照明の普通	円 340	円 670
	特別	—	1,340

(3) 横須賀市南体育会館

(1時間当たり)

施設		照明使用区分		
		1/3	1/2・2/3	全面
競技場の種類	照明の普通	円 160	円 340	円 500
	特別	—	—	1,010

(4) 横須賀市西体育会館

(1時間当たり)

施設		照明使用区分
		1/2 全面

競技場の種類	照普通	円	円
	の特別	—	1,070
		270	530

備考 1時間を超えて使用するときの使用料は、30分につき規定の使用料の5割とする。

3 暖房・冷房設備使用料(横須賀市総合体育会館の専用使用の場合に限る。)

(1時間当たり)

施設	区分	暖房	冷房
		円	円
第1競技場		8,330	6,070
第2競技場		1,750	1,950

備考 1時間を超えて使用するときの使用料は、30分につき規定の使用料の5割とする。

第1号様式(第2条第1項関係)

(略)

第2号様式(第12条第1項関係)

(略)

競技場の種類	照普通	円	円
	の特別	—	1,090
		280	540

備考 1時間を超えて使用するときの使用料は、30分につき規定の使用料の5割とする。

3 暖房・冷房設備使用料(横須賀市総合体育会館の専用使用の場合に限る。)

(1時間当たり)

施設	区分	暖房	冷房
		円	円
第1競技場		8,480	6,180
第2競技場		1,780	1,990

備考 1時間を超えて使用するときの使用料は、30分につき規定の使用料の5割とする。

第1号様式(第2条第1項関係)

(略)

第2号様式(第12条第1項関係)

(略)